

地方の母子世帯の居住問題

—住宅確保の実態と問題を中心に—

主査 葛西リサ*¹

委員 大泉英次*²

本研究では大都市の事例として大阪、地方の事例として鳥取を取り上げ、母子世帯の住宅事情及び住宅確保の実態について考察した。その結果、最低居住水準の達成率や住居費負担率については鳥取県が大阪よりも良好だが、両地域ともにこれらの結果は一般世帯よりも低位にあることがわかった。また、いずれの地域においても、母子世帯に対する住宅支援の不備から、母子世帯は離婚等を期に転居する割合が高いが育児や経済的問題から住宅確保が困難となっている事実が明らかとなった。本稿では、鳥取県のDV被害者に対する住宅支援についても検討している。

キーワード : 1) 母子世帯, 2) 住宅問題, 3) 都市, 4) 地方, 5) 貧困, 6) 格差
7) 最低居住水準, 8) 家賃負担, 9) ドメスティックバイオレンス, 10) 緊急一時保護

THE HOUSING ISSUES OF SINGLE MOTHER HOUSEHOLDS IN RURAL AREA

— Focus on the Acquisition of Homes —

Ch. Lisa KUZUNISHI

Mem. Eiji OIZUMI

This study focuses on the housing condition and the problems of securing permanent housing for single mother households in Osaka and Tottori prefecture. Compared to single mother households in Osaka Prefecture, the minimum housing standard in Tottori Prefecture is higher and housing expense to income ratio is lower. In both Osaka pref. and Tottori pref. the housing condition of single mother households are worse than general households. Although a large percent of single mother households tend to move out of their marital housing after divorce, they face difficulties in securing housing. This study also aims to understand housing assistance for DV survivors in Tottori Prefecture.

1 研究の目的と背景

本研究チームはこれまで、大都市、大阪を対象として母子世帯¹⁾の居住問題や住宅確保に関する実態把握を行ってきた。その結果1) 母子世帯の最低居住水準達成率²⁾は一般世帯と比較して低く、民間借家のそれは一層低くなっていることや、2) 母子世帯の多くが低家賃の住宅に依存する傾向にあるにも関わらず、その住居費負担率は高く、中でも民間借家のそれは約4割と特に高くなっていることが明らかとなった。こういった母子世帯の居住貧困の背景には、彼女等の経済基盤の脆弱性に加え、母子世帯になること（以下母子世帯化）を期に結婚時の住宅を出るといった母子世帯特有の住宅移動があることがわかった。葛西（2005）では、生別母子世帯の7割が離婚などを契機に結婚時の住宅を出るが、その際、緊急な住宅確保に迫られる傾向が高い上、経済的問題、保証人確保問題、育児問題、住宅市場からの差別問題という多様な困難に直面することを明らかにした。更に、現行の母子世帯に対する住宅支

援は彼女等の居住ニーズには十分に対応しておらず、そのため、多くの母子世帯が、実家、あるいは低質な民間借家に移動して行き場を確保しているという実態が浮き彫りになった。こういった事情は、地方においても同様に発生していると推測できる。特に、地方の労働条件は悪く³⁾、それが母子世帯の経済的自立を阻む要因となっている。その上、地方では相対的に持家率が高く⁴⁾賃貸住宅の供給量自体が少ない。そのため手頃な借家へのアクセスが困難となっているのではないかと推測できるが、その実態についてはほとんど明らかにされていない。数少ない母子世帯研究においても、その殆どが東京や大阪などを対象としており、地方について考察したものは少ない。その中で由井（2003）は2000年の国勢調査を利用して全国的に母子世帯の住宅所有関係の特徴について分析し、母子世帯の持家率が東京都、大阪府、東海、九州北部で低いのに対して、北陸及び四国など農村地域を多く含む地域において高い点について言及している。

*¹ 神戸大学大学院工学研究科 COE 研究員

*² 和歌山大学経済学部教授

本研究では、地方の事例として鳥取県、大都市の事例として大阪府を取り上げ、両地域における母子世帯の住宅事情及び住宅確保の実態を比較することによって、地方における母子世帯の居住問題を明らかにすることを目的とする。鳥取県は、ドメスティックバイオレンス被害者（DV）が自立の際に借り上げる賃貸住宅の3ヶ月分の家賃と頭金を支給するといった先駆的な事業を行っている。確かに、この施策はDV被害者に限定してはいるが、近年、緊急一時保護利用者に占める母子世帯の割合は高く⁵⁾、従って、この施策が母子世帯に無関係なものとは言えない。こういった鳥取県の事例は住宅支援の新たな可能性として評価できると考えられる。

2 研究の方法

本研究は当事者や行政、民間支援団体に対するインタビュー調査と3回のアンケート調査から構成されている。

第1に、鳥取県の母子世帯の居住実態に関しては、①鳥取県連合母子会⁷⁾及び女性と子どもの民間支援みもぎの会⁸⁾（以下みもぎの会とする）の協力を得て、鳥取県内に居住する母子世帯21名に対してインタビュー調査を実施した。②鳥取県連合母子会及びみもぎの会の協力を得て鳥取県を居住地とする母子世帯に対してアンケート調査を実施した。調査期間は、2006年11月から1月にかけてであり、調査方法は直接配布、郵送回収とした。対象世帯の選定にあたっては、鳥取県連合母子会とみもぎの会を通して、それぞれの団体が鳥取県内5市6郡において把握できる母子世帯300名を対象とした。回収数は104件であり、回収率34.7%であった。

第2に、大阪の母子世帯の居住実態については、①NPO法人しんぐるまざあずふぉーらむ関西⁹⁾の協力を得て、大阪府に居住する母子世帯30名⁴⁾に対してインタビュー調査を実施した。②大阪府及び大阪市を居住地とする母子世帯に対してアンケート調査を実施した。大阪府の状況については、大阪府母子寡婦福祉連合会¹⁰⁾（母子連）の協力を得て実施したアンケート調査結果をもとに明らかにする。調査期間は2004年1月から2月にかけてであり、調査方法は郵送配布、郵送回収とした。対象世帯の選定にあたっては、母子連の会員4,600世帯のうち600世帯を無作為抽出した。アンケート配布数は600件、回収数は240件であり、回収率は40.0%であった。大阪市の状況については、社団法人大阪市母と子の共励会¹¹⁾の協力を得て実施したアンケート調査結果をもとに明らかにする。調査期間は2005年6月から7月にかけてであり、調査方法は郵送配布、郵送回収とした。対象世帯の選定にあたっては、母子会員約2,000世帯のうち400世帯を無作為抽出した。アンケート配布数は400件、回収数は296件であった。ただし、この296件のうち12件は子どもの年齢が20歳を超えており、母子世帯のカテゴリーから外れるため非該当とした。

従って、分析対象は284件、回収率は71.0%であった。

3 アンケート調査の概要

鳥取県と大阪府の母子世帯の状況がわかるデータは国勢調査や各自自治体が発行する『大阪府母子家庭の母への支援に関する調査』（以下大阪府調査）、『大阪市ひとり親家庭等実態調査報告書』（以下大阪市調査）、『鳥取県ひとり親家庭等実態調査報告書』（以下鳥取県調査）しかない。

ここでは、本アンケート調査結果とこれらの既存統計調査を補足的に利用して、鳥取県と大阪府の母子世帯の状況について整理する。上記の大阪府調査は大阪市を除く大阪府全域を対象としており、大阪市の母子世帯の状況については大阪市が個別に調査を実施している。

3-1 母子世帯になった理由と本人の年齢

平成18年の人口動態統計調査によると、大阪府の離婚率は2.37%（全国第2位）、鳥取県のそれは2.00%（全国27位）となっている。そこで、本調査における母子世帯の発生要因を見ると、いずれも生別割合が死別割合を大きく上回っているが、両地域を比較すると、鳥取の生別割合が6ポイント程低くなっている¹²⁾（表3-1）。

母親の年齢はいずれにおいても、30代の割合が最も高く、次いで40代の割合が高い。このように、同様の傾向を示してはいるものの50代の割合は鳥取県において10%以上も高く、全体の年齢階層は鳥取県の方が高い（表3-2）。

表3-1 母子世帯になった理由

	死別	生別	生別内訳			死別・生別合計
			離婚	未婚・非婚	他	
鳥取県	21 20.2%	83 79.8%	82 98.8%	1 1.2%	0 0.0%	104 100%
大阪府	74 14.1%	450 85.9%	419 93.1%	24 5.3%	7 1.6%	524 100%

表3-2 母親の年齢

	20代	30代	40代	50代	60歳～	合計
鳥取県	6 5.8%	44 42.3%	33 31.7%	20 19.2%	1 1.0%	104 100%
大阪府	18 3.4%	233 44.6%	232 44.4%	39 7.5%	1 0.2%	523 100%

3-2 子どもと世帯の状況

子どもの人数はいずれも2人が最も多く、1人がそれに続く。一世帯当たり平均子どもの人数も鳥取1.96人、大阪1.92人とほぼ同様となっている（表3-3）。子どもの最小年齢についても、いずれもほぼ同じ傾向を示している（表3-4）。子の就学状況については両地域ともに小学校の割合が最も高い。但し、鳥取は大阪よりも、就学前の子どもをもつ割合が高く、中学生及び大学生の割合が低い（表3-5）。親などと同居している世帯の割合は、鳥取（33.7%）が大阪（26.7%）を上回っている。また、平均家族構成員数は、同居、非同居とも鳥取が大阪よりも多い（表3-6）。

表 3-3 子的人数

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	合計	平均
鳥取	35 33.7%	43 41.3%	22 21.2%	3 2.9%	1 1.0%	0 0%	104 100%	1.96
大阪	186 35.6%	214 40.9%	104 19.9%	16 3.1%	2 0.4%	1 0.2%	523 100%	1.92

表 3-4 最小の子の年齢

	3才以下	4～6才	7～9才	10～12才	13～15才	16才以上	合計	平均年齢
鳥取	9 8.8%	16 15.7%	27 26.5%	12 11.8%	10 9.8%	26 25.5%	102 100%	10.49
大阪	13 4.6%	27 9.5%	73 25.7%	53 18.7%	52 18.3%	66 23.2%	284 100%	10.60

表 3-5 子の就学状況（複数回答）

	就学前	小学生	中学生	高校生	大学生	その他	有効回答数
鳥取	28 26.9%	72 69.2%	20 19.2%	30 28.8%	16 15.4%	35 33.7%	104
大阪府	91 17.5%	303 58.4%	160 30.8%	132 25.4%	46 8.9%	53 10.2%	519

表 3-6 世帯構成員数

	2人	3人	4人	5人	6人	7人～	合計	平均(人)
鳥取県	24 23.1%	33 31.7%	24 23.1%	10 9.6%	8 7.7%	5 4.8%	104 100%	3.63
同居	0 0%	5 14.3%	8 22.9%	9 25.7%	8 22.9%	5 14.3%	35 100%	5.06
非同居	24 34.8%	28 40.6%	16 23.2%	1 1.4%	0 0%	0 0%	69 100%	2.91
大阪府	115 22.0%	198 37.9%	142 27.2%	45 8.6%	15 2.9%	8 1.5%	523 100%	3.29
同居	0 0%	30 22%	56 41%	31 22%	14 10%	7 5%	138 100%	4.32
非同居	115 29.9%	168 43.6%	86 22.3%	14 3.6%	1 0.3%	1 0.3%	385 100%	2.29

3-4 就業の状況

調査時点における無業割合は鳥取 13.5%、大阪 12.1%である。無業の割合は、結婚時から現在にかけて鳥取（結婚時 33.7%→直後 23.1%）、大阪（結婚時 44.0%→直後 26.1%）ともに減少している。就業している者の就業形態は鳥取、大阪ともに、いずれの時点においても、パートの割合が一貫して最も高く、それは母子世帯化直後において特に高い（図 3-1）。

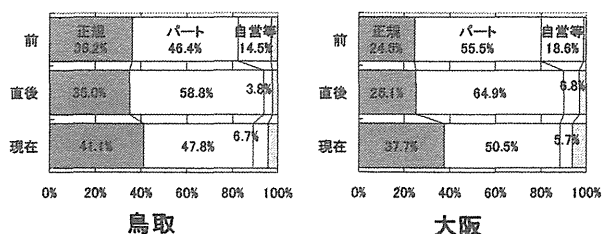


図 3-1 結婚時から現在にかけての就業形態の変化

母子世帯の母親は母子世帯化を期に自ら世帯主となって家計を支えていかななくてはならない。しかしながら、結婚時に無業（主婦）であった者やパート労働をしていた者

が正規の職を見つけることは難しい。このため、直後ではパートの割合が増加するのであろう。直後から現在にかけては、正規職員の割合が増加している。また、両地域の就業形態を見ると鳥取の方が正規職員の割合が高い。

3-5 収入の状況¹³⁾

鳥取における正社員の割合は大阪よりも高いにも関わらず、平均所得（1,922,673 円）は大阪（2,300,327 円）よりも低い（表 3-7）。これは、鳥取と大阪で労働条件の格差が影響していると考えられる。その他、鳥取における勤労収入の割合が低いことも一因であると言える（表 3-8）。鳥取県では、大阪府と比較して母子世帯になってからの期間が3年未満という割合が高い（図 3-2）。表 3-8 の収入内訳は、前年度の収入内訳、つまり調査時から1年前の状況を示したものである。そのため、鳥取県では、母子世帯化直後で就業していなかった者やまだ結婚生活が完了しておらず、主婦であった者の割合が多く含まれている可能性がある。そのため、勤労収入の割合が低くなっていると考えられる。その他、生活保護の受給割合に大きな差が見られる¹⁴⁾。全国的に見ても大阪府の生活保護率は高く、平成17年度社会福祉行政業務報告では15.5%（全国4位）である。他方、鳥取県では7.7%（全国21位）であった。

表 3-7 年収

	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500万円～	合計	平均(円)
鳥取	14 15.1%	37 39.8%	31 33.3%	7 7.5%	3 3.2%	1 1.1%	93 100%	1,922,673
大阪	53 11.5%	136 29.6%	169 36.8%	68 14.8%	20 4.4%	13 2.8%	459 100%	2,300,327

表 3-8 収入内訳

	勤労収入	養育費	遺族年金	児童手当	児童扶養手当	生活保護	その他	有効回答数
鳥取	66 63.5%	12 11.5%	18 17.3%	42 40.4%	60 57.7%	5 4.8%	3 2.9%	104
大阪	454 86.8%	43 8.2%	60 11.5%	122 23.3%	363 69.4%	63 12.0%	26 5.0%	523

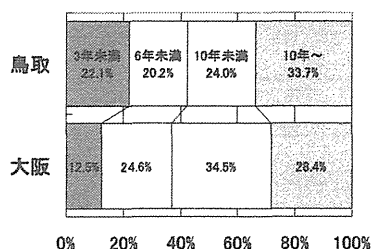


図 3-2 母子世帯になってからの期間

確かに、大阪府でも彼女等の平均所得に対して生活保護受給率（12.0%）は低いと言える。しかし鳥取県では、平均所得は1,922,673 円であり0～200 万円未満の世帯の割合が55%を占めている。これらの数字を考慮すると、生

活保護対象者がもっと存在するはずである。ではなぜこのように生活保護受給者の割合が低いのか。鳥取県の母子世帯に対するインタビュー調査では、「車を持っていると生活保護を受給できない。ここでは、車がないと仕事ができない。仕事の面接で免許を持っているか、車を持っているかと聞かれることもしばしばある」という声があった。確かに、就業している者の職場までの交通手段を見ると、大阪府では、「自転車のみ」が 46.7%となっているのに対して、鳥取では「車」が 75.6%と極めて高い（表 3-9）。更に、電車通勤をしているものは 1 人もいなかった。これらの数字を勘案すると、母子世帯の経済的自立には、車の保有が不可欠であり、そのため、生活保護の受給を諦める者も少なくないと推測される。

表 3-9 職場までの通勤手段

	徒歩のみ	自転車のみ	バイク	バス	電車	車	その他	自宅勤務	有効回答数
鳥取	6 6.7%	11 12.2%	1 1.1%	2 2.2%	0 0.0%	68 75.6%	0 0.0%	2 2.2%	90
大阪	20 4.4%	211 46.7%	15 3.3%	23 5.1%	128 28.3%	65 14.4%	5 1.1%	6 1.3%	452

4 現在の住宅の状況

4-1 住宅所有関係

表 4-1 は、平成 12 年国勢調査をもとに、大阪、鳥取の一般世帯と母子世帯の住宅所有関係を示したものである。大阪、鳥取ともに、母子世帯の持家率は一般世帯よりも低い。鳥取は特に持家率の高い地域であるが、母子世帯のそれは 2 割程度しかなく、一般世帯との差が著しい。両地域の母子世帯の持家率に大差はないが、公営住宅の割合は鳥取の方が高い。

表 4-1 一般世帯と母子世帯の住宅所有関係

	持家	公営	公団	民借	その他	合計
大阪一般	1,740,358 50.4%	245,676 7.1%	139,195 4.0%	1,121,504 32.5%	208,107 6.0%	3,454,840 100%
大阪母子	11,257 20.1%	11,763 21.0%	2,301 4.1%	27,617 49.2%	3,200 5.7%	56,138 100%
鳥取一般	141,432 70.7%	9,495 4.7%	1,424 0.7%	36,261 18.1%	11,376 5.7%	199,988 100%
鳥取母子	682 23.1%	876 29.7%	78 2.6%	1,069 36.2%	294 8.4%	2,999 100%

出典；平成 12 年国勢調査をもとに作成

本アンケート調査の住宅所有関係を示したものが図 4-1 である。本アンケート調査では同居の割合についても集計している¹⁵⁾。鳥取県では、同居の割合が最も高く、次いで民間借家の割合が高い。この結果を大阪と比較すると同居や公営住宅の割合が高く、持家や民間の割合が低い。続いて、同居の内容についてより詳しく見てみる。同居先

の住宅の種類を示したものが表 4-2 である。これを見ると、鳥取、大阪、いずれにおいても同居先が持家である割合が最も高いが、鳥取のそれは 9 割と特に高い。鳥取県では、相対的に持家率が高く、そのため持家同居の割合がより高くなっていると考えられる。

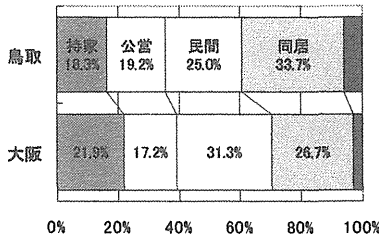


図 4-1 住宅所有関係

表 4-2 同居先の住宅所有関係

	持ち家	公営	民間	その他	合計
鳥取	31 88.6%	0 0.0%	4 11.4%	0 0.0%	35 100%
大阪	88 62.9%	24 17.1%	22 15.7%	6 4.3%	140 100%

4-2 最低居住水準達成率

表 4-3 は、平成 12 年国勢調査をもとに、鳥取、大阪における一般世帯と母子世帯の一世帯当たり延べ面積、一人当たり延べ面積を示したものである。鳥取、大阪いずれにおいても、母子世帯の一世帯当たり平均延べ面積は一般世帯よりも小さくなっている。またこれを住宅所有関係別に見ると、両地域とも一世帯当たり持家の面積は、一般世帯が母子世帯を大きく上回っているが、民間借家の一世帯当たり延べ面積は、母子世帯の方が大きい。これは、一般世帯では単身世帯も集計の対象でありワンルームマンションが含まれていることが要因であろう。そこで、一人当たり延べ面積を見ると、鳥取県の公団を除く全てにおいて、一般世帯が母子世帯の延べ面積を上回っており、特にその格差は民間借家において大きい。これは、母子世帯の支払い能力が一般世帯よりも低く、それが住宅の質に反映されたためではないかと推測される。また、両地域における母子世帯の住宅の規模を比較すると、公団を除く全てにおいて、鳥取が大阪を上回っており、その差は特に持家において大きいことがわかる。平成 15 年度の住宅土地統計調査によると、一般世帯の最低居住水準達成率は鳥取（97.6%）が大阪（91.2%）よりも高い。これには、鳥取県の住宅規模の大きさが影響していると言える。続いて本調査における母子世帯の最低居住水準達成率は鳥取（90.2%）が大阪（76.6%）を大きく上回っている。但し、いずれも一般世帯よりも低い数字となっている（表 4-4）。更にこれを住宅所有関係別に見ると、公営住宅、民間借家、同居において大きな違いが見られる。大阪などの都市部では、ファミリータイプの借家の家賃、一時金は高額であることは言うま

でもない。支払い能力の低い母子世帯は、低質、例えば、規模の小さい住宅に依存する傾向が高い。実際、本大阪調査では、1Kの民間アパートに居住している世帯が8世帯確認されている。他方で、鳥取などの地方では、家賃、規模など好条件の借家へのアクセスが可能となるため、最低居住水準の達成率は大阪よりも高くなる。また、同居の最低居住水準の状況については、同居先の住宅所有関係が強く影響している。上で確認したように、持家の規模は借家と比較して大きく、特に鳥取の持家は相対的に規模が大きい。上述した鳥取は大阪と比較して持家同居の割合が高い。従って、それが最低居住水準達成率の高さに繋がっていると考えられる。

表 4-3 住宅の規模 (単位: m²)

		全体	持家	公営	公団	民間	給与	間借
一世帯当たり面積	大阪一般	71.3	97.9	49.4	48.5	38.9	56.6	44.9
	大阪母子	52.4	79.8	49.7	48.1	42.6	59.9	51.2
	鳥取一般	123.1	150.5	56.4	44.6	47.8	63.3	45.0
	鳥取母子	69.9	117.7	55.5	44.1	53.2	65.8	53.5
一人当たり面積	大阪一般	28.0	32.8	19.9	20.2	20.7	22.3	21.2
	大阪母子	19.5	29.8	18.2	18.2	16.0	22.3	19.3
	鳥取一般	40.6	44.5	21.5	16.6	24.8	27.8	20.9
	鳥取母子	26.7	44.7	20.9	17.6	20.6	23.7	19.5

出典：平成12年国勢調査

表 4-4 最低居住水準達成率

	水準以上		水準未満	
	鳥取	大阪	鳥取	大阪
持家	14 93.3%	101 94.4%	1 6.7%	6 5.6%
公営	19 95.0%	73 83.0%	1 5.0%	15 17.0%
民間	23 100%	99 63.5%	3 11.5%	57 36.5%
同居	33 94.3%	97 73.5%	2 5.7%	35 26.5%
その他	3 50.0%	8 53.3%	3 50.0%	7 46.7%
合計	92 90.2%	370 76.6%	7 9.8%	113 23.4%

4-3 住居費の状況

鳥取、大阪、いずれにおいても住居費を支払っていない者がそれぞれ 33.7%、19.2%確認された。その内訳は、図4に示すように、鳥取の持家(23.5%)、同居(71.4%)と大阪の持家(17.3%)、同居(57.9%)である。鳥取は大阪と比較して、同居世帯の住居費支払いが3割弱と低いのが特徴と言える。

住居費内訳を見ると、いずれの地域においても、公営、民間借家では家賃の割合が100%となっている。持家の住居費には、ローンや固定資産税がある。大阪では、ローン支払いが45.3%となっているのに対して鳥取では23.1%と格差が大きい(表4-5)。母子世帯が持家を所有するケースには①結婚時の持家を夫の死後相続する、②夫の死後生命保険などで新たに持家を購入する、③離婚の際に持家

を譲り受けるといったものがある。ケース①と②については、ローンが完済している場合が多いが、③については、ローンを引き継いでいる場合がある。そこで、持家を取得してからの期間について見てみると、鳥取では10年以上の割合が6割以上となっているのに対して、大阪では37.4%と低い(表4-6)。こういった要素もローン支払いの有無に影響を与えていると考えられる。また、同居については同居先の住宅の種類によって住居費の内容は異なる。表4-7は住宅所有関係別平均住居費を記したものである。これを見ると鳥取県では、同居の住居費が50,571円と最も高く、次いで民間が41,261円となっている。大阪府においても同居世帯の平均住居費は民間に次いで高い。

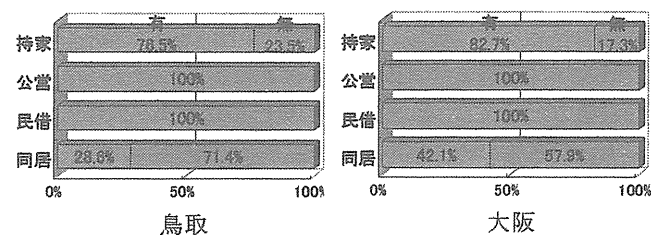


図 4-2 住居費の有無

表 4-5 住居費の内訳

	家賃	ローン	固定資産税	その他	有効回答数
鳥取	45 69.2%	6 9.2%	19 29.2%	25 38.5%	65
持家	0 0%	3 23.1%	13 100%	1 7.7%	13
公営	19 100%	0 0%	0 0%	10 53%	19
民間	23 100%	0 0%	0 0%	12 52%	23
同居	3 30.0%	3 30.0%	6 60.0%	2 20.0%	10
大阪市	306 76.5%	49 12.3%	88 22.0%	126 31.5%	400
持家	0 0%	39 45.3%	73 84.9%	41 47.7%	86
公営	87 100%	0 0%	0 0%	29 33%	87
民間	156 100%	0 0%	0 0%	38 24.4%	156
同居	35 62.5%	10 17.9%	15 26.8%	15 26.8%	56

表 4-6 持家を取得してからの期間

	3年未満	3～6年未満	6～10年未満	10年以上	合計
鳥取	2 11.8%	4 23.5%	0 0.0%	11 64.7%	17 100%
大阪	16 13.9%	28 24.3%	28 24.3%	43 37.4%	115 100%

表 4-7 住宅所有関係別平均家賃

	持家	公営	民間	同居	合計
鳥取	21,515	19,553	41,261	50,571	31,853
大阪	47,830	22,856	63,146	50,818	48,850

続いて、住居費負担率（月家賃÷月収×100）を見る。調査対象者の中には、収入よりも高い住居費を支払っている世帯が存在する。それは、鳥取 4 名、大阪 17 名であった。前節で見たように、母子世帯の約半数は不安定なパート労働に従事しており、突然の解雇や減給等で住居費負担が急増するケースは多い。このように、無収入に関わらず、家賃支払いが発生することは母子世帯では珍しくないことなのである。表 4-8 は、これら 21 名を除いた世帯の住居費負担率を示したものである。全体を見ると、鳥取の平均住居費負担率（20.06%）は大阪（26.58%）よりも低い。特に、鳥取県の民間借家の住居費負担率は、大阪よりも 10 ポイント以上も低い。鳥取は大阪と比較して平均所得は低い、平均家賃も低いいためこういった結果になっているのであろう。但し、鳥取においても、民間借家の住居費負担率は持家や公営住宅と比較すると 10% も高く、条件が悪いといえる。他方、同居の負担率は鳥取が大阪を 18% も上回っている。本鳥取県調査では、同居持家でローン支払いをしている者の中に「2000 年の鳥取県地震で住宅が全壊し、自分の名義で住宅を新築した。県から補助は出たが足りず住宅ローンを組んだ。そのローン返済が苦しい。」という内容の回答があった。従って、こういった異例のケースが同居世帯の住居費負担率を高めている一因となっている可能性はある。いずれにしても、このことから、同居選択の要因が「行き場がないから仕方なく同居を選択している」というものばかりではないことがわかる。

表 4-8 住宅所有関係別住居費負担率

		住居費を支払っているものの住居費負担率(%)							合計	平均
		10未満	10～20未満	20～30未満	30～40未満	40～50未満	50～100未満	100以上		
鳥取	合計	10	27	8	2	3	3	64	190%	20.06
		18.8%	50.0%	18.7%	3.7%	5.9%	5.9%			
	持家	5	5	0	0	1	0	11	100%	10.49
		45.5%	45.5%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%			
	公営	4	13	2	0	0	0	19	100%	14.11
		21.1%	68.4%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%			
	民間	1	7	7	1	2	1	19	100%	25.63
大阪		5.3%	36.8%	36.8%	5.3%	10.5%	5.3%			
	同居	0	2	0	0	1	2	5	100%	42.80
		0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%			
	合計	92	79	83	84	23	35	321	100%	26.58
		16.4%	23.8%	21.5%	19.6%	7.8%	10.5%			
	持家	22	10	19	10	5	5	71	100%	22.48
		31.0%	14.1%	26.8%	14.1%	7.0%	7.0%			
	公営	30	35	7	2	2	1	77	100%	13.59
		39.0%	45.5%	9.1%	2.6%	2.6%	1%			
	民間	0	8	34	45	16	22	125	100%	36.89
		0%	6.4%	27.2%	36.0%	12.8%	17.6%			
	同居	7	17	9	6	2	7	48	100%	25.37
		14.6%	35.4%	18.8%	12.5%	4%	14.6%			

馬場（1999）は、同居世帯を親との経済的関係を軸に「親依存型（住宅、生活費など全ての面で扶養してもらっている場合）」、「親扶養型（自分が親の面倒を見ている場合）」、「対等相互扶助型（相互が生活費を出し合っている場合）」の 3 つのタイプに類型化している。また、馬場は、親の住居の所有形態が上記の同居類型及び所得水準を規定すると指摘している。つまり、持家同居に、親依存型が多く、借家同居に親扶養型や対等相互扶助型が多いということである。このことは、本鳥取県調査における持家同居の住居費支払いが 22.6% であるのに対して、借家同居のそれが

75.0% であることから裏付けられる。更に、アンケート調査においても、回答者が住居費を、親がそのほかの生活費を支払っている、またその逆のケースも確認された。同居世帯の場合、本人が支払う住居費負担率が高くても、親などがその他の支出を負担するなどしてなんとかやりくりしているのであろう。

以上をまとめると鳥取県の母子世帯の住宅事情は以下の点に集約される。第 1 に、一般的に鳥取県の持家率は大阪よりも高いが、母子世帯の持家率は国勢調査、自治体調査、本調査のいずれを用いても大阪の状況と大差がない。第 2 に、最低居住水準達成率は大阪よりも高く、住居費負担率も総じて低い。第 3 に、持家同居が 9 割と高い。第 4 に、同居世帯の 7 割以上が何の住居費も支払っていない「親依存型」の割合が高く、「親依存型」の割合は特に持家同居において高い。第 5 に、住居費を支払っているものの平均住居費負担率は 4 割と極めて高い。

5 住宅確保の実態と問題

離婚などを期に転居する母子世帯は多い。結婚時の住宅からの転居要因は様々である。持家であった場合には、「住宅が元夫名義であったため」や「ローン返済が残っている」、民間借家からの転居には、「家賃負担が高いため安価な賃貸住宅に移った」などがある。本調査でも鳥取 73.1%（76 名）、大阪 75.4%（383 名）が転居している。そこで、本節では、転居した者の居住地選択を含め、住宅確保の実態と問題について考察する。

5-1 居住地選択

表 5-1 は、大阪市（大阪府を除く）と鳥取における母子世帯化後の転居の有無と、転居した者の居住地移動について示したものである。これを見ると、いずれの地域を見ても、同一市内に止まった者がそれぞれ 56.7%、68.5% と大部分を占めている。

表 5-1 結婚時の居住地

	同一市内		同一府県内	府県外	合計
	転居なし	転居した			
鳥取	28 26.9%	31 29.8%	19 18.3%	26 25.0%	104 100%
大阪市	64 23.4%	123 45.1%	41 15.0%	45 16.5%	273 100%

葛西（2006）では大阪市を対象として母子世帯の居住地選択の要因について考察した。同一市内に止まった主な理由としては、「子どもの学区の都合」という回答が多く、市外から流入してきた世帯の理由としては「親類・知人を頼って」が多く挙げられていた。他方、安価な住宅や仕事の都合といった理由はほとんど重視されていなかった。

では、鳥取県の状況はどうであろうか。表 5-2 は、鳥取県の母子世帯が現居住地を選択した理由を示したもので

ある。これを見ると、同一市内間の転居、市外からの転居、いずれを見ても「親類知人がいたから」という理由が高くなっている。また、転居しなかった理由については、「母子世帯になる前から住んでいるから」という理由が（9割）と最も多かったが、そのほか「親類・知人がいるから」と「子どもの学校の都合」がそれぞれ3割程度確認された。他方で、仕事の都合で結婚時の住宅に止まったとする割合は、たったの1名（3.6%）となっている。このことから、都市においても地方においても、親類・知人の存在や子どもの学校の都合が、母子世帯の居住地選択の主要素となっていると言える。

表 5-2 鳥取県・居住地選択の理由

結婚時の居住地	親類知人がいたから	子どもの学校・保育所の都合	仕事の都合	近所付き合い等の面倒なし	安価な住宅があったから	福祉が充実しているから	特に理由はない	その他	有効回答数
同一市内	19 61.3%	15 48.4%	7 22.6%	0 0.0%	9 29.0%	0 0.0%	1 3.2%	4 12.9%	31
同一県内	12 63.2%	9 47.4%	5 26.3%	0 0.0%	3 15.8%	0 0.0%	1 5.3%	4 21.1%	19
県外	14 53.8%	5 19.2%	2 7.7%	1 3.8%	6 23.1%	2 7.7%	1 3.8%	8 30.8%	26
合計	45 59.2%	29 38.2%	14 18.4%	10 13.2%	18 23.7%	2 2.6%	3 3.9%	20 26.3%	76

本鳥取県調査では、親類知人のいる地域でありながら、子どもの学区も優先できたという世帯は21世帯であった。しかし、結婚時の居住地から親元が離れている場合などは、これら両方の条件も満たす地域へ転居することは不可能である。中には、行き場がなく親元へ身を寄せるために子どもを転校させざるを得なくなるものもある。本鳥取県調査では、母子世帯化に伴い子供を転校させたか否か、更には、転校によって「いじめ、不登校等の問題があったか」という項目を設けた。その結果、転居した76世帯のうち、子供を転校させたと回答したのは、37名（48.7%）であり、この内、子供への影響があったと回答したのは、19世帯（51.4%）であった。この結果から、子どもの成長環境を変えることが如何に困難か理解できるだろう。更に、本鳥取県調査では、同居以外に近居をしている者の割合についても尋ねている。その結果、非同居69名（66.4%）のうち、31名（29.8%）が近居をしていると回答していた。親類など血縁関係のある者が近所にいないと回答したのは全体の36.5%のみであった。図5-1は、同居、近居を選択した理由を表したものである。これを見ると、同居では、全ての項目において比較的高い割合を示しているが、「安心だから」や「生活支援が必要だから」の割合が特に

高い。他方で、近居では、「生活支援が必要だから」の割合が5割であり、次いで「安心だから」がそれに続く。「育児等の生活支援がなければ、就労困難となる」といった回答は鳥取、大阪いずれのインタビュー調査においてもよく聞かれた。また、「病気など回答者自身に何かあった場合、子どものことを考えると不安になる」などといった回答も得られた。こういったことから、親類・知人の存在は母子世帯の生活にとって必須なのであろう。

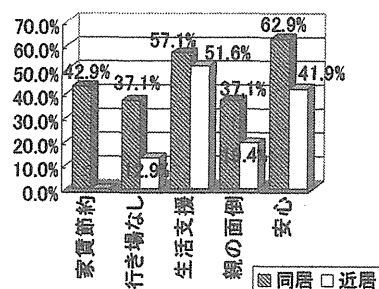


図 5-1 鳥取県・同居、近居の要因

では、同居ではなく、近居を選択している要因は何なのか。インタビュー調査で近居を選択した理由について尋ねたところ、「生活スタイルが合わず、お互いにストレスがたまる。他方で緊急時に即対応してもらえるメリットがある」といった内容の回答が得られた。その他、「実家が借家でスペースに余裕がないから」という回答もあった。

また、県外から鳥取に移動してきた者の居住地選択理由の中に「DVのため」という記述が見られた。後述するが、鳥取県は、DV 施策が進んでいる地域であり、広く県外からの被害者を積極的に引き受けている。DV の場合は、生活に困窮し、行き場に困っても、すぐに行き場が見つかってしまう親類や友人宅に頼ることは非常に危険である。また、子どもに危害が及ぶ可能性があるため、子どもの学校や環境を変えざるを得ない。安全性を確保するために県外に逃避する被害者も少なくない。つまり、DV 被害を受けた母子世帯は、本来の母子世帯の居住ニーズをほとんど満たすことができないグループであると言える。冒頭でも述べたが、全母子世帯に占める DV 母子世帯の割合は少ないと考えられる。このことから、母子世帯の問題を扱う上で、DV を受けた母子世帯の住宅問題について考察することは緊急の課題であると言える。

5-2 転居時期、転居先、居住期間

葛西（2005）では、大阪府の母子世帯を対象に、母子世帯の転居時期を「母子世帯になる前」（事前転居）、「母子世帯になると同時に転居」（同時転居）、「母子世帯になってしばらくして転居」（事後転居）に分け、1 回目の転居先について分析した。その結果、緊急に住宅の確保が必要、且つ経済的に特に困窮していると考えられる事前転居では、親類知人宅に依存する割合が6割であり、同時転居で

は、民間借家へ移動する者の割合が最も高く（49.3%）なるが、依然として親類宅等へ移動する割合も4割以上となっていた。他方、転居準備が十分であると考えられる事後転居では、民間借家（37.0%）や親類宅（20.4%）へ移動する割合が高いものの、事前転居、同時転居と比較して公営住宅への入居割合（22.2%）が高まっていることが明らかとなった。更に、親類知人宅や民間借家に移動した者の2～3割が短期間にそこを退去する、つまり不安定居住を強いられている母子世帯の実態が浮き彫りとなった。

そこで、鳥取県の状況について見ると、事前から事後にかけて、民間借家の割合は増加し、事前、同時で0%だった公営住宅入居割合は事後では18.8%となる。しかしながら、いずれの時点においても、親類・知人宅へ移動している割合が最も高く、大阪府と比較すると、より親類等への依存度が高いことが特徴である（表20）。行き場を失った母子世帯に対しては、母子生活支援施設などの緊急避難場所もあるが、それを利用しているのは、全体の6.7%程度であった。また、母子世帯化後の彼女らの経済状況を考慮すると、持家に移動することは困難である。事前転居で持家へ移動した者については、「親所有の持家に移動」という記述があった。こういった特異なケースでない限り母子世帯化後に持家へ移動することは難しい。

表 5-3 転居時期と転居先

	持家	公営	民間	親類知人	母子生	その他	合計
事前	1 3.6%	0 0.0%	3 10.7%	16 57.1%	3 10.7%	5 17.9%	28 100%
同時	0 0.0%	0 0.0%	9 29.0%	20 64.5%	1 3.2%	1 3.2%	31 100%
事後	2 12.5%	3 18.8%	5 31.3%	5 31.3%	1 6.3%	0 0.0%	16 100%
合計	3 4.0%	3 4.0%	17 22.7%	41 54.7%	5 6.7%	6 8.0%	75 100%

また、大阪のケースと同様に、持家や公営住宅に転居した者は、100%が今もそこに居住でしているのに対して、民間に移動した者は、53.0%が、親類・知人同居については、48.8%が1年以内にそこを転居していた。民間借家に至っては、今もそこに住んでいる割合はたったの11.8%という結果であった（表5-4）。

表 5-4 転居先と居住期間

	1ヶ月程度	半年くらい	1年くらい	1年以上	今も	合計
持家	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	3 100%	3 100%
公営	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	3 100%	3 100%
民間	1 5.9%	6 35.3%	2 11.8%	6 35.3%	2 11.8%	17 100%
同居	5 12.2%	8 19.5%	7 17.1%	3 7.3%	18 43.9%	41 100%
その他	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	2 28.6%	4 57.1%	7 100%

こういった母子世帯は、さしあたり行き場を確保するために、即入居可能な民間借家や親類・知人宅を仮住まいの

場として利用し、その後安定した住宅を確保するというプロセスを辿っているのであろう。このことは、結婚時から母子世帯化直後にかけて同居の割合が急激に上昇し直後から現在にかけて公営住宅や民間借家の割合が高まることから裏付けられる（図6）

民間借家から民間借家へ短期間に住み替えを行う際の資金は、「貯蓄を利用して」というケースもあるだろうが、「借金」や「生活保護を利用して」などのケースもあるだろう。

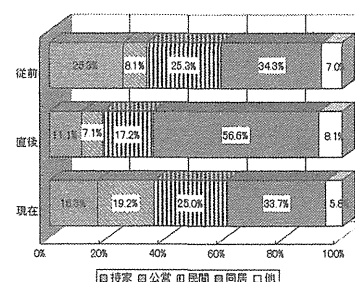


図 5-2 母子世帯化前後の住宅所有関係の変化

6 住宅支援とニーズのミスマッチ問題

住宅に困窮する母子世帯に対する公的住宅支援については母子生活支援施設¹⁶⁾、公営住宅優先入居制度¹⁷⁾、母子福祉資金の中に位置づけられる住宅資金、転宅資金¹⁸⁾がある。葛西（2006）が大阪に居住する母子世帯に対して行ったアンケート調査によると母子世帯の1) 母子生活支援施設に対するニーズは極めて低く、2) 公営住宅に対するニーズは高いが、緊急利用が不可能であることや供給量や地域的偏在の問題がある点で彼女らのニーズにあっていないこと3) 住宅資金、転宅資金については、制度に対する周知度が低く、回答者の半数がこの制度を知らなかった。更に、この制度を知っていても、所得制限や保証人が必要とされるなどの条件が利用率を低めている要因であることが明らかとなった。

鳥取県の状況を見ると、まず、母子生活支援施設に対するニーズは、大阪の結果と同様に「これまでも、現在も必要がない」が最も多く、次いで制度を知らないが3割であった（表6-1）。

表 6-1 母子生活支援施設への入所希望

	利用経験がある	過去に入所できなかったが、入所を希望した	利用したい	これまで利用したいと思っただけで、現在は必要ない	知らない	合計
鳥取	11 11.1%	9 9.1%	1 1.0%	46 46.5%	32 32.3%	99 100%
大阪	9 3.3%	25 9.2%	8 3.0%	152 56.1%	77 28.4%	271 100%

公営住宅に対するニーズは、大阪では「入居したい」が最も高いのに対して、鳥取では、「入居したくない」という回答が最も高い（図 6-1）。更に、住宅所有関係別に入居希望を見ると、大阪では持家を除く全てにおいて「入居したい」が最も高くなっている。他方、鳥取では民間借家やその他では「入居したい」の割合が最も高いが同居では「入居したくない」の割合が高い（表 6-2、表 6-3）。

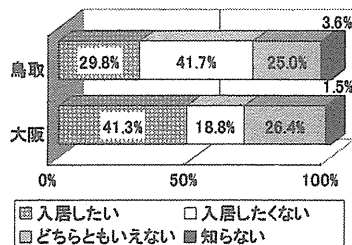


図 6-1 公営住宅への入居希望

そこで、同居世帯の「別居希望の有無」を見ると、大阪では「別居したいができない」（4 割）が最も高いのに対して、鳥取では「別居するつもりはない」が6割を超えている（表 24）。本研究ではこの相違が何によるものなのかは明らかにできないが、恐らく、都市と地方の同居の居住環境の相違、つまり、地方における同居母子世帯の居住水準が都市部のそれと比較して良好である事が影響しているのではないかと推測できる。いずれにしても、鳥取では、積極的に同居を選択している者の割合が高いことが、公営住宅への入居希望の低さに繋がっていると言えるだろう。

最後に、住宅資金、転宅資金については、両地域とも、この制度を「知らない」が4割以上と最も高かった。利用したくないという回答は、鳥取県（24.8%）が大阪（14.8%）を10%も上回っていた（図 6-1）。

表 6-2 住宅所有関係別公営住宅入居（鳥取）

	入居したい	入居したくない	どちらともいえない	知らない	合計
持家	2	9	4	1	16
	12.5%	56.3%	25.0%	6.3%	100%
民間	14	5	7	0	26
	53.8%	19.2%	26.9%	0.0%	100%
同居	3	20	10	2	35
	8.6%	57.1%	28.6%	5.7%	100%
その他	5	1	0	0	6
	83.3%	16.7%	0.0%	0%	100%
合計	24	35	21	3	83
	28.9%	42.2%	25.3%	3.6%	100%

表 6-3 住宅所有関係別公営住宅入居（大阪）

	入居したい	入居したくない	どちらともいえない	知らない	合計
持家	24	42	40	1	107
	22.4%	39.3%	37.4%	1%	100%
民間	110	11	41	0	162
	67.9%	6.8%	25.3%	0.0%	100%
同居	47	29	35	5	116
	40.5%	25.0%	30.2%	4.3%	100%
その他	8	2	5	0	15
	53.3%	13.3%	33.3%	0%	100%
合計	189	84	121	6	400
	47.3%	21.0%	30.3%	1.5%	100%

表 24 同居世帯の別居希望

	別居するつもり	別居したいが不可能	予定はない	どちらともいえない	合計
鳥取	1	5	19	6	31
	3.2%	16.1%	61.3%	19.4%	1
大阪	19	54	39	21	133
	14.3%	40.6%	29.3%	15.8%	1

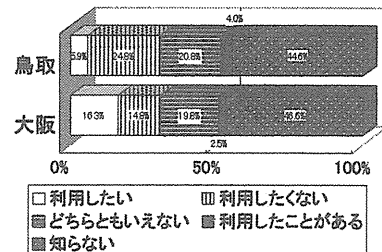


図 6-1 住宅資金、転宅資金利用希望

8 鳥取県の取組-DV 被害者住宅支援の新たな可能性-

8-1 DV 被害と支援

近年、DV が社会問題となっている。内閣府の発表によると 2006 年に配偶者暴力支援相談センター（以下配暴センターとする）に寄せられた相談件数は 58,528 件である。DV は最悪の場合には殺人事件に発展する可能性もある深刻な問題である¹⁾。暴力から逃れるために加害者から逃避する被害者は多い。このような状況を鑑みて 2001 年、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（以下 DV 防止法とする）が施行された。DV 被害者救済支援は基本的に①相談、②一時保護、③自立支援の 3 つのファクターからなる。DV 防止法には①と②について各自治体に 1ヶ所ずつ配暴センターの設置を義務付けるなど具体的な支援策が明記された。しかし、③に関しては具体案が明記されず、既存の施策・制度の有効活用という点に止まった。その結果、DV 被害者に対する住宅確保支援は 1) DV 単身世帯の公営住宅入居を可能とする、2) 母子生活支援施設などの公的施設を積極的に供給するに止まった。また 2004 年 3 月に国土交通省から公営住宅入居者のうち、DV 被害者を優先的に取り扱う旨の通達が出され、2006 年には 47 都道府県中 44 の地域が DV 被害者に公営住宅優先枠を与えている³⁾。しかし、これらの支援は緊急に住宅を必要とする被害者に十分に対応できていないため、多くの被害者は自助努力によって住宅を確保せざるを得ないが、加害者から身を隠し、経済的・精神的にも問題を抱え安定した住宅を確保する事は非常に困難である。鳥取県はこういった問題に対応するために、被害者が自立時に借り上げる借家の一部家賃と頭金を支給している（以下自立支援費）。

ここでは、みもぎの会代表安田寿子氏、鳥取県福祉保健部子ども家庭課、鳥取県の DV 被害者 7 名に対するインタビュー調査を元に鳥取県の DV 被害者に対する住宅支援について紹介する。

8-2. 鳥取県の取組

鳥取県における DV 被害者支援の特徴は、「当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画¹⁹⁾（以下基本計画）」策定委員に民間支援団体などを含め、その意見を計画に大きく反映させるなど、民間と行政の積極的なパートナーシップのもとに展開されている点である。また、鳥取県は、間接供給による住宅確保支援のほか、被害者の移送費や一時保護入所直前の被害者の医療費の支給、配偶者以外(恋人、親、兄弟等)から暴力を受けた被害者も保護対象にする等、県独自の支援を行っている事でも知られている。鳥取県保健福祉部の資料によると DV 相談件数は、2001 年の DV 防止法施行を皮切りに年々増加し始め、2005 年には 535 件となっている。一時保護件数も同様に増加し 2001 年の 28 件から 2005 年の 84 件へと大きく増加している。当初、鳥取県においても被害者が自立する際の住宅確保は深刻な問題であった。既存の施策、例えば公営住宅は、供給量や地域的偏在の問題以前に緊急入居ができないこと、母子生活支援施設については、施設に適応しない世帯が存在するなどといった問題が生じていたためである。こういった状況に対応するために、2002 年、県は自立段階に入った被害者が県内において借り上げる際の借家家賃 3 ヶ月分と礼金等の一時金の支給に踏み切った。支給額は、単身者上限家賃 35,000 円×3 ヶ月分、敷金 70,000 円、同伴者連れ上限家賃 46,000 円×3 ヶ月分、敷金 92,000 円である。また、DV 被害者の中には、親類や友人との関係が希薄になっているものも少なくない。保証人が確保できず行き場を確保できないといった被害者のために民間シェルターのスタッフが保証人になることもある。こういった状況を鑑みて、県では借家を借り上げる際、保証人になった施設長（民間シェルター代表など）の損失（上限 20 万円）を補償している。

表 8-1 は、みもぎの会に一時保護された被害者の退所後の行き先を示したものである。これを見ると自立支援費を利用して民間借家へ転居している世帯の割合が最も高くなっているものの、全ての被害者がこの制度を利用しているわけではないことがわかる²⁰⁾。まず、民間シェルターに転居する世帯の中でも、生活保護を受給している世帯や鳥取県外で民間借家を借り上げる世帯は自立支援費の対象とはならない。更に、自立支援費の受給期間は 3 ヶ月である。従って、それ以降の家賃支払いの目途が立たない世帯にとって、この制度は適当とはいえない。みもぎの会では、住宅を確保すれば生活保護の受給が可能になる世帯や、一時保護期間内に就業の準備が整った世帯などには積極的に制度の利用を勧めている。他方で、住宅を確保しても生活保護の受給が不可能である場合や、多子世帯あるいは鬱症状や PTSD などの精神疾患を抱え経済的自立が困難な被害者に対しては、民間借家以外の自立先を提案して

いる。その他、保護命令が発令されておらず安全が確保できていない被害者には見守りや安全性が確保できる母子生活支援施設などの中間施設へ入所するように指導している。また、自立支援費の利用が可能な世帯に対しても 3 ヶ月以降の家賃負担を考慮し、支払い可能な範囲の借家への入居を指導している。

表 8-1 みもぎの会入所者の退所先

	民間借家			公営住宅	母子生活支援施設	実家	元家	他のシェルター	住み込み	夫の元	不明	計
	自立支援金	生活保護	県外									
2002	19 38.0%	11 22.0%	5 10.0%	1 2.0%	5 10.0%	1 2.0%	2 4.0%	1 2.0%	1 2.0%	4 8.0%	0 0.0%	50 100%
2003	20 42.6%	8 17.0%	3 6.4%	3 6.4%	3 6.4%	3 6.4%	1 2.1%	0 0.0%	3 6.4%	3 6.4%	0 0.0%	47 100%
2004	13 38.2%	8 23.5%	3 8.8%	1 2.9%	4 11.8%	1 2.9%	0 0.0%	3 8.8%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	34 100%
2005	10 33.3%	7 23.3%	4 13.3%	0 0.0%	3 10.0%	1 3.3%	2 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.7%	1 3.3%	30 100%
2008	11 47.8%	0 0.0%	2 8.7%	1 4.3%	1 4.3%	2 8.7%	3 13.0%	1 4.3%	0 0.0%	2 8.7%	0 0.0%	23 100%

出典：みもぎの会からの提供資料より作成

その他、裁判などを経て身の安全が確保された時点で、「元家（本人所有の持家）」や「実家」へ戻る被害者も存在する。また、シェルター退所後に公営住宅へ移動した世帯は 1～3 名程度であり、鳥取県においても公営住宅が緊急に住宅を必要とする被害者にとって利用しにくくなっていることがわかる。以上から、一時保護後の被害者は民間借家へ転居する割合が高く、自立支援費の支給は非常に有効であると言える。但し、自立支援金を利用して民間借家へ移動した被害者に対するインタビュー調査によると、確保した住居の家賃負担に苦しむ世帯の存在も確認された。自立支援費導入のそもそもの狙いは、住宅を確保した被害者が 3 ヶ月の受給期間内に職を見つける、あるいは生活保護を受給するなどして経済基盤を築くことを支援するというものであった。しかしながら、本調査では、7 名中 5 名の被害者が無職であり、そのうち生活保護を受給しているものは 1 名のみであった。DV 被害者は PTSD や鬱等の精神疾患に悩まされる傾向が高く、不就労である場合が多い（葛西 2007）。緊急一時保護終了後の被害者の経済的自立をどのように促していくかが今後の課題となろう。

9 結

これまで見てきたように、鳥取県の住宅事情は大阪と比較すると良好であると言えるが、両地域ともに母子世帯の居住状況は一般世帯よりも低位にあるということが明らかとなった。これは、母子世帯に対する住宅支援が円滑になされていないためであると言えるだろう。母子世帯化前後、緊急な住宅の確保を迫られる母子世帯は、母子生活支援施設ではなく、親類・知人宅や手頃な民間借家を選択する傾向が高い。それには、施設に対するスティグマや入居規定など様々な要因がある。鳥取県では、同居の居住水準

が都市部よりも良好なためか、同居を肯定的に捉えている世帯が多い。しかしながら、鳥取においても、親類・知人宅に転居した者の半数が定住できておらず、民間借家に移動した世帯に至っては、半数以上が一年という短い期間に住み替えをしている事実が明らかとなった。こういった世帯は、貯蓄を切り崩す、借金をする、生活保護を利用するなどして、より条件のよい借家へ転居しているのであろう。他方で、住み替えを希望しても一度目の転居支出や日々の生活費に追われ、経済的余裕がないために転居の機会を逸する者も多い。いずれにしても、母子世帯の居住貧困は緊急時に利用できる住宅支援が欠落していることが一因であるといえる。低質な住宅であっても、母子世帯にとってその住居費負担は大きい。パート等の不安定雇用に従事する母子世帯は突然の解雇や減給といったリスクと常に隣り合わせであり、それによって住居費負担が跳ね上がることは珍しくない。公営住宅は低家賃である上に、家賃の支払い能力が失われる、あるいは著しく低下した場合は家賃の減免や免除を保証している。しかし、民間借家居住者はこういった恩恵を受けることができない。母子世帯のニーズにかなう居住確保のために、こういった支援が必要か。例えば、鳥取県の DV 自立支援費を導入するなど、民間借家を活用した施策の構築が必要であると考えられる。また、鳥取県では、雇用機会が少ない上、地理的に悪条件であるにも関わらず、車を保有しての生活保護受給は不可能である。自立や利便性のため、どんなに生活が苦しくても生活保護の受給を諦める世帯も少なからず存在すると考えられる。こういった状況に配慮して、地域特性に合致した社会保障制度の見直しが望まれる。

<注>

- 母子及び寡婦福祉法に記述されている母子世帯の定義は、1 配偶者と死別した女子であって現に婚姻をしていない者。2 離婚した女子であって現に婚姻をしていないもの。3 配偶者の生死が明らかでない女子。4 配偶者から遺棄されている女子。5 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子。6 配偶者が精神又は身体障害により長期（1 年以上）にわたって労働力を失っている女子。7 配偶者が法令により長期（1 年以上）にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子。8 婚姻によらないで母となった女子であって現に婚姻をしていない者とされている。
- 最低居住水準は以下の通りである。

世帯人員	居住室面積 (内法)	住戸専有面積 (壁芯)
1人	7.5㎡ (4.5畳)	18㎡
1人(中高年齢単身)	15.0㎡ (9畳)	25㎡
2人	17.5㎡ (10.5畳)	29㎡
3人	25㎡ (15畳)	39㎡
4人	32.5㎡ (19.5畳)	50㎡
5人	37.5㎡ (22.5畳)	56㎡
6人	45㎡ (27畳)	66㎡

- 厚生労働省の報告によると、有効求人倍率、最低賃金はそれぞれ鳥取 0.77% (全国 37 位)、621 円、大阪 1.31% (全国 11 位)、731 円である。
- 平成 12 年国勢調査によると、本研究対象である鳥取県と大阪府の持家率はそれぞれ 70.7%、50.4%であり、20%以上もの差異が生じている。

- DV 一時保護者のうち母子世帯の割合については不明であるが、2005 年厚生労働省課程福祉課報告資料によると、2004 年度の一時保護件数は、6,541 件であり、子ども等を含む同伴者の総数は 5,518 名であった。これらの数字から推測すると、子どもを抱える DV 被害者の割合は非常に高いものと考えられる。
- 以下がインタビュー対象者の概要である。

No	大阪				鳥取			
	母子世帯化後の転居状況	離婚直後の転居先	現在の住宅	本人の年齢	母子世帯化後の転居状況	離婚直後の転居先	現在の住宅	本人の年齢(歳)
1	なし	—	持家	40代	なし	—	持家	60代
2	なし	—	民間	50代	なし	—	持家	50代
3	なし	—	民間	30代	なし	—	本人妻家	40代
4	なし	—	民間	40代	事前	実家	民間	20代
5	なし	—	民間	40代	事前	持家	持家	50代
6	なし	—	本人妻家	40代	同時	実家	実家	30代
7	なし	—	公団	40代	同時	実家	実家	30代
8	同時	民間	民間	40代	同時	実家	民間	20代
9	同時	実家	公営	50代	事後	民間	民間	50代
10	同時	実家	実家	40代	事後	民間	民間	50代
11	同時	民間	民間	20代	事後	民間	持家	40代
12	同時	実家	50代	事前	公団	民間	30代	
13	事前	実家	公営	30代	事前	親類宅	公営	40代
14	事前	実家	民間	40代	事前	実家	持家	40代
15	事前	実家	公団	20代	事前	親類宅	民間	20代
16	事後	民間	実家	40代	事前	シェルター	母子生	40代
17	事前	知人	民間	30代	事前	民間	親類宅	40代
18	事後	民間	公営	40代	事前	シェルター	民間	30代
19	事後	民間	公営	50代	事前	シェルター	公営	30代
20	同時	民間	公営	40代	事前	シェルター	民間	30代
21	事前	知人	民間	30代	事前	シェルター	民間	30代
22	事前	実家	民間	30代				
23	同時	民間	持家	30代				
24	事前	実家	民間	30代				
25	同時	民間	民間	40代				
26	事前	実家	民間	40代				
27	事前	実家	実家	30代				
28	事前	実家	実家	30代				
29	事前	実家	民間	30代				
30	事後	公団	公団	20代				
31	事前	実家	実家	40代				

注) 鳥取県、No1 と 9 は死別母子世帯である。鳥取県 No 15～21 は DV 被害を受けた母子世帯である。

- 昭和 25 年 4 月 1 日に設立された。鳥取県下 5 市 6 郡の単位会で組織されている。全会員数は 1131 世帯、母子会員は 294 名で、鳥取県の母子世帯の 5.2%を占める。事業内容は、各郡市町連合母子会及び関係団体との連絡・連携、母子世帯の援護厚生及び指導、母子福祉に関する調査、研究並びに啓発宣伝活動等を行っている。
- 200 年 7 月 3 日設立。シェルター運営、電話相談等の支援を展開している。定員は 8 世帯、利用費は無料、滞在期間は特に設けていない。
- 2003 年 3 月に NPO 法人を取得。会員は全国に 700 世帯存在する。離別、死別、未婚の母子世帯会員と父子世帯会員から成る。事業内容は、一人親世帯の自立を促す情報提供、交流の場の提供、調査提言、行政への働きかけなどである。
- 10) 昭和 25 年に設立された。大阪府下 37 市郡の単位会で組織されている。事業内容は、大阪府からの委託事業である「母子家庭等就業・自立支援センター事業」として、各種就業支援講習会や就業相談等を実施するほか、「母子家庭等日常生活支援事業」として、家庭生活支援員の派遣を行うなど、母子家庭の自立を幅広く支援している。これらの他、独自事業として、無料職業紹介所の開設、各種交流事業、研修事業、子育て支援がある。母子会員は 4,600 世帯であり、大阪府の母子世帯の 12.6%を占める。会員は主に大阪府下 37 市郡の役所で配布されている広報を見て入会してくる不特定多数の母子世帯が主体となっている。
- 1) 昭和 28 に設立された。大阪市からの委託を受け 1) 法律・生活・就業に関する相談事業、2) 家庭生活支援員の派遣、3) 簿記、パソコン、調理師、ホームヘルパー (2 級) の講座開設、4) 各種交流事業を行っている。母子会員は約 2,000 人であり大阪市の母子世帯の 10.2%を占める。会員は主に大阪市の役所窓口で配布されている広報をみて入会してくる不特定多数の母子世帯が主体となっている。

- 1 2) 平成 15 年度全国母子世帯等調査によると、生別母子世帯の割合は 88.0%、大阪府調査では 98.5%、大阪市調査では 89.7%、鳥取県調査では 90.0%となっている。
- 1 3) 鳥取県調査、大阪府調査、大阪市調査においても、所得の状況は把握できる。但し、自治体によって集計方法が異なる。鳥取県については、平均 10 万円～15 万円未満の割合が 34.0%と最も高く続いて 5～10 万円未満の割合が高い。月収 15 万円未満の世帯が全体の 6 割を占めている。大阪府調査では、100 万円以上 200 万円未満が 45.8%と最も高く、0～200 万円未満の割合が約 7 割を占める。大阪市は年間総収入 100 万円以上 200 万円未満が 45.8%と最も高く、平均年収は 229.5 万円である。
- 1 4) 大阪府調査における母子世帯の生活保護受給割合は 13.2%、大阪市調査では 10.0%であるのに対して、鳥取県調査では 2.6%となっている。
- 1 5) 鳥取県調査、大阪府調査、大阪市調査における同居の割合は、鳥取県 28.4%、大阪府 22.4%、大阪市 13.7%であり、鳥取県が最も高い割合を示している。
- 1 6) 母子生活支援施設（旧母子寮）は、生活に困窮する母子世帯を対象にした一時保護施設である。この施設は、児童福祉法第 38 条に位置づけられている。しかしながら、この施設へのニーズは低く、2003 年の全母調によると、この制度を「利用しているまたは利用したことがある」と回答した世帯は 3%のみであり、この制度を「今後利用したい」と回答した世帯は 13.6%であった。施設に対するニーズが低い理由として、松原（1999）は建物の設備や老朽化や居室の狭さを挙げており、田端（1993）は施設居住者に対する差別視の風潮を挙げている。ニーズの低下により 1964 年に全国に 629 カ所あった施設が 2003 年には 288 カ所にまで減少している。
- 1 7) 公営住宅優先入居制度は、公営住宅入居申込者のうち、一部住宅困窮度の高い者を、一般住宅困窮者よりも優先して住宅の援助を行うというものであり、通達に基づいて実施されている。1955 年に、はじめて、公営住宅入居者選考の際に母子世帯を優先的に取り扱う旨の通達が出されてから数度の通達を経て現在に至っている。しかしながら、葛西（2005）は公営住宅が i 供給不足、ii 地域的偏在、iii 緊急的利用が不可能であるという問題を孕んでおり、そのため母子世帯の居住ニーズに対応困難になっていると指摘している。
- 1 8) 母子福祉資金は、母子及び寡婦福祉法第 10 条に位置づけられる貸付事業である。その中で住宅に関する貸付事業は、住宅資金及び転宅資金である。住宅資金とは、現在住んでいる住宅の増改築や補修に必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設及び購入するために必要な資金の貸付事業である。転宅資金とは、住居の移転に伴う敷金、権利金などの一時金に充てる資金である。2003 年全母調ではこの制度を「利用しているまたは利用したことがある」と回答した世帯（10.5%）とこの制度を「今後利用したい」と回答した世帯（51.9%）の間に大きなギャップが見られた。これは、利用にあたって償還能力の厳しい査定や安定した所得を得ている保証人を必要とされるため、審査から漏れる母子世帯が多数存在することが理由である。
- 1 9) 都道府県は DV 防止法第 2 条の 3 において基本計画を定めることを義務付けられている。
- 2 0) 鳥取県福祉保健部子ども家庭課 DV・児童虐待防止担当西東智子氏に対するインタビューによると、鳥取県全体の自立支援費利用件数は、2003 年 26 件（年間一時保護件数のうち 19.8%）、2004 年 22 件（23.4%）、2005 年 12 件（14.3%）となっている。
- 2) 職業安定業務統計調査報告書（平成 19 年 8 月）厚生労働省安定雇用政策課、2007
- 3) 鳥取県ひとり親家庭等実態調査報告書、鳥取県福祉保健部子ども家庭課、2006
- 4) 平成 18 年人口動態統計調査、厚生労働省大臣官房統計情報部、2007
- 5) 平成 17 年度社会福祉行政業務報告書、厚生労働省大臣官房統計情報部、2007
- 6) 国勢調査、総務庁統計局、2000
- 7) 葛西リサ、母子世帯の居住実態とその地域格差に関する研究—大阪府—及び大阪市の事例調査を中心として住宅総合研究財団研究論文集 No.32、2006
- 8) 葛西リサ、塩崎賢明、堀田祐三子、母子世帯の住宅確保の実態と問題に関する研究、日本建築学会計画系論文集第 588 号、2005
- 9) 葛西リサ、ドメスティックバイオレンス（DV）被害者の住宅確保の実態・問題点に関する研究、日本建築学会学術講演梗概集、2007
- 10) 馬場康彦、ワンペアレント・ファミリー（離別母子世帯）に関する 6 カ国調査、財団法人家計経済研究所編、大蔵省印刷局、1999
- 11) 田端光美、女性の自立と居住保障、社会保障研究所編、東京大学出版会、1993
- 12) 松原康雄、母子生活支援施設、エイデル研究所、1999

<謝辞>

本研究をまとめるにあたっては、鳥取県連合母子会会長 梓島和枝氏、女性と子どもの民間支援団体みもぎの会安田寿子氏、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会事務局長 足立久美子氏、社団法人大阪市母と子の共励会事務局長 丸田一正氏、しんぐるまざーずふぉーらむ関西事務局の皆様にご多大のご協力を頂いた。また、元鳥取県知事片山善博氏、現鳥取県知事平井伸治氏には貴重なお話を聞かせていただいた。更に、「地方の母子世帯」のイメージを確立するにあたっては、元岡山県母子寡婦福祉連合会母子会会長 山口陽子氏、鳥取県母子会連合会の皆様、熊本市母子福祉センター館長 下城統氏、小玉瑠美子氏にご指導いただいた。ここに記して謝意を表する。

<参考文献>

- 1) 由井義通、母子世帯の就業と生活状況の地域的差異 広島大学大学院教育学研究科紀要、2003